平成２９年（フ）第１０３号
盛岡市向中野４丁目８番３号　レオパレスｔｒｏｉｓピエールＢ202号、旧住所盛岡市本宮６丁目６番43号
債務者　宮野　　肇
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６号
岡山県苫田郡鏡野町富東谷455番地、前住所大阪府大阪市福島区福島５丁目９番15号ハイツ正和310号
債務者　布野　宏樹
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１７号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁80番地６（五福マンション104）
債務者　中西　典子（旧姓作江）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１号
香川県丸亀市新町４番地24　グランコーポ丸亀503号
債務者　平川　　紋（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２３号
福岡県大牟田市大字上内3668番地860
債務者　岩村　幸乃（旧姓花房）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２４号
福岡県大牟田市天領町２丁目77番地１　ヌフ・ジュネス102号
債務者　池松　啓介
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１９号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央２丁目10番36号
債務者　板東　宏一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第５７号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷166番地１　パークハイツ野田Ａ―103
債務者　永瀬まゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
長崎県長崎市滑石４丁目21番11号　シティハイツ201
債務者　横田　憲治
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
長崎県長崎市大宮町８番４号
債務者　前川　俊子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目22番70―509号
債務者　三上　永吉
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
北海道日高郡新ひだか町東静内15番地の26
債務者　酒折　定治
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番２―805号
債務者　上村　雅史
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４２号
北海道苫小牧市拓勇東町４丁目３番３号　ウィートハウス201号
債務者　熊谷　和子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４８号
北海道苫小牧市永福町２丁目２番７号
債務者　正岡　智美（旧姓計良）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８３号
宮城県多賀城市八幡２丁目20番９―103号、従前の住所宮城県多賀城市八幡２丁目８番30号
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
仙台市宮城野区銀杏町29番25―207号
債務者　田島豊世美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係